

# 岐阜県公報

## 目次

清流の国ぎふ森林・環境税条例	(税務課)	二
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国)	(国際課)	三
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例	(清流の国ぎふづくり推進課)	三
岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例	(同)	四
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	四
清流の国ぎふ森林・環境基金条例	(林政課)	五

### 本号で公布された条例のあらまし

- 清流の国ぎふ森林・環境税条例(条例第四五号)
  - 一 全ての県民がその恩恵を享受している森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の重要性に鑑み、その公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するため、清流の国ぎふ森林・環境税として、県民税の均等割の税率の特例を定めることとした。(第一条関係)
  - 二 平成二四年度から平成二八年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、岐阜県税条例に定める額に、〇〇〇円を加算した額とすることとした。(第二条関係)
  - 三 平成二四年度四月一日から平成二九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の県民税の均等割の税率は、岐阜県税条例に定める額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を加算した額とすることとした。(第三条関係)
  - 四 清流の国ぎふ森林・環境税に係る収納額を、清流の国ぎふ森林・環境基金に積み立てることとした。(第四条関係)
  - 五 この条例は、平成二四年度四月一日から施行することとした。
    - 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)
      - 一 「旅券法」に基づく知事の権限に属する事務の一部を各務原市が処理することとするために、必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)
      - 二 この条例は、平成二四年度四月一日から施行することとした。
    - 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例(条例第四七号)
      - 一 岐阜県白山国立公園大臼川野営場野営施設を廃止することとした。(別表第一関係)

号外 (一) 平成二十三年十二月二十日

条 例

清流の国ぎふ森林・環境税条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

清流の国ぎふ森林・環境税条例

( 趣旨等 )

第一条 この条例は、全ての県民がその恩恵を享受している森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の重要性に鑑み、その公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するため、清流の国ぎふ森林・環境税として、岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第三条の規定により加算した額に係るものを「清流の国ぎふ森林・環境税」と称する。

( 個人の県民税の均等割の税率の特例 )

第二条 平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

( 法人の県民税の均等割の税率の特例 )

第三条 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「清流の国ぎふ森林・環境税条例(平成二十三年岐阜県条例第四十五号)第三条第一項」とする。  
( 基金への積立て )

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二十四年一月一日から施行することとした。

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

一 「自然公園法」の一部改正に鑑み、国及び県以外の地方公共団体が県立自然公園の公園事業の一部を執行する場合において、知事の同意を要しないこととした。(第八条及び第八条の三関係)

二 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 「自然環境保全法」の一部改正に鑑み、国及び県以外の地方公共団体が自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する場合において、知事の同意を要しないこととした。(第十五条の二関係)

二 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

一 生食用食肉を取り扱う営業施設において備えなければならない公衆衛生の見地から必要な基準を追加することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十四年二月一日から施行することとした。

清流の国ぎふ森林・環境基金条例(条例第五一号)

一 森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する資金に充てるため、清流の国ぎふ森林・環境基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

第四条 知事は、清流の国ぎふ森林・環境税に係る収納額に相当する額から清流の国ぎふ森林・環境税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、清流の国ぎふ森林・環境基金（清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成二十三年岐阜県条例第五十一号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項中「美濃加茂市」の下に「、各務原市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行し、同日前に旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県白山国立公園大臼川野営場野営施設の項を削る。

別表第二岐阜県白山国立公園大臼川野営場野営施設（以下この項において「野営施設」という。）の項を削る。

（岐阜県立野営場野営施設利用料金条例の廃止）

第二条 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例（平成十七年岐阜県条例第五十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第八条の三第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第八条の五第一項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第八条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第八条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第八条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例

岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「県以外の者」を「国及び県以外の地方公共団体」に、「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体以外の者は、知事に協議し、その同意を得て、保全事業の一部を執行することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二二の項構造等に関する基準の欄に次の一号を加える。

3 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）に限る。以下この項及び七の項において同じ。）の加工又は調理を行う施設にあっては、次に掲げる要件（調理のみを行う施設にあっては、二及びホを除く。）を満たしていること。

イ 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備が専用で設けられていること。

ハ 生食用食肉が接触する設備が専用で設けられていること。

ニ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備（温度を正確に測定することができる装置を有しているものに限る。）が設けられていること。

ホ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備が設けられていること。この場合において、大型冷蔵庫等を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、両者が区分されたものであること。

別表第二二の項器具等に関する基準の欄に次の一号を加える。

6 生食用食肉の加工又は調理を行う施設にあっては、生食用食肉が接触する器具が専用で備えられていること。

別表第二七の項構造等に関する基準の欄に次の一号を加える。

2 生食用食肉の加工又は調理を行う施設にあっては、次に掲げる要件（調理のみを行う施設にあっては、二及びホを除く。）を満たしていること。

イ 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備が専用で設けられていること。

ハ 生食用食肉が接触する設備が専用で設けられていること。

ニ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備（温度を正確に測定することができる装置を有しているものに限る。）が設けられていること。

ホ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備が設けられていること。この場合において、大型冷蔵庫等を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、両者が区分されたものであること。

別表第二七の項器具等に関する基準の欄に次の一号を加える。

3 生食用食肉の加工又は調理を行う施設にあっては、生食用食肉が接触する器具が

専用に備えられていること。

附 則

この条例は、平成二十四年二月一日から施行する。

清流の国ぎふ森林・環境基金条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

清流の国ぎふ森林・環境基金条例

( 設置 )

第一条 森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する資金に充てるため、清流の国ぎふ森林・環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

( 積立て )

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

一 清流の国ぎふ森林・環境税条例(平成二十三年岐阜県条例第四十五号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額

二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

( 管理 )

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に依り、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

( 運用益金の処理 )

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

( 繰替運用 )

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

( 目的外の取崩し )

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一条第一項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

( 委任 )

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一  
フイ・アール・テクノセンター